

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第484号

令和4年11月21日

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用に係る交通警察運営上の留意事項  
について（通達）

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業の用に供する車両について、令和4年10月27日から、軽乗用車（人の運送の用に供する軽自動車をいう。）であっても、同法第36条第1項に規定する届出（経営届出）を受理することとされた。

その概要及び交通警察運営上の留意事項は、別添「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用に係る交通警察運営上の留意事項について（通達）」（令和4年10月26日付け警察庁丁交企発第254号ほか）のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

※ 別添（略）